平成２８年（フ）第１０９号
釧路市豊川町17番16号　ＫＦビル202号
債務者　小西亜沙美（旧姓嶋倉）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４１号
栃木県佐野市犬伏上町2243番地５
債務者　清村　敦俊
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１３６８号
横浜市戸塚区汲沢７丁目23番２号
債務者　大谷　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５７号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目15番地14　阿久和ドムス
債務者　伊崎　京子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０４号
横浜市旭区若葉台２丁目16番704号
債務者　嶋田　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０９号
横浜市泉区新橋町1342番地16　天神台マンション205号
債務者　柳　友理子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２６号
横浜市青葉区市ケ尾町434番地５　ドムショパーナ103
債務者　江頭　孝一
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第７３１６号
東京都渋谷区神宮前２丁目30番26号
破産者　株式会社ヴィヴィッド
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００８２号
東京都豊島区南池袋１丁目18番22号
破産者　株式会社ＫＭ
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０２号
東京都調布市深大寺東町５丁目１番２号
破産者　株式会社巣山三郎商店
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０３号
東京都千代田区神田東松下町48番地　ヤマダビル７階
破産者　株式会社森のギャラリー
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０４号
東京都武蔵野市境南町５丁目14－４
破産者　巣山　弘幸
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０７８号
東京都中央区新川１－15－５　桔梗竹ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区新川１丁目15番５号
破産者　株式会社パステル
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７６号
千葉県浦安市美浜２丁目２－703
破産者　吉野　義治
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８７号
東京都中央区新川２丁目９番２号
破産者　株式会社ヨーズマー
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１号
埼玉県越谷市神明町２丁目210－５－304
破産者　阿部　俊明
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０８２号
東京都青梅市大門３丁目22－36－203
破産者　比嘉　伸次
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１５５号
千葉県印西市西の原３丁目17－２－405
破産者　外石　明良
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部